

特別徴収税額の決定又は変更通知書(特別徴収義務者用)に記載している「整理番号」を記載してください。

1

記入例① (転勤の場合)

市町村住民税 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
 道府県民税 特別徴収
 森林環境税 特別徴収

付印
7

整理番号			
尼崎市長 令和 7年 11月 5日 提出		名称(氏名) 尼崎商事株式会社	担当者 総務課 係 立花 次郎
住所 尼崎市東七松町1丁目23-1		特別徴収指定番号 0000103951	整理番号 27
フリガナ ソノダ カズコ		特別徴収税額(ア) 233400	徴収済税額(イ) 97600
氏名 園田 和子		未徴収税額(ウ) 135800	異動年月日 7年 10月30日
生年月日 明・大・ 昭 ・平 45 年 1 月 2 日生		異動の理由 ① 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外 ()	
個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 2 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)	
住 1月1日現在 尼崎市東難波町1-2-3		1月1日以降退職時までの給与支払額 円	
住 異動後		控除社会保険料額 円	

※事業主及び従業員のみ希望による普通徴収への切替はできません。

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。) 新しい勤務先における受給者番号 ()

新しい勤務先(特別徴収義務者)	所在地 〒 663-8113 西宮市甲子園口3-2-1	特別徴収指定番号 0005170125	担当者 鈴木 太郎	新しい勤務先へは、 月割額 19,400 円を 11 月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。(※新しい勤務先へお伝えください。)
名称 西宮商会株式会社		個人番号又は法人番号	電話 0798-72-1234	

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。	徴収予定額((ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は _____ 月分(翌月10日納期限)で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。	旧特別徴収処理欄	点 検
1 異動年月日が6月1日~12月31日かつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日~4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。	6年度 月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他
	7年度 月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他

特別徴収税額の決定又は変更通知書(特別徴収義務者用)に記載している「整理番号」を記載してください。

1

記入例② (退職で一括徴収する場合)

市町村民税 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
 道府県民税 特別徴収
 森林環境税

付印
7

整理番号																		
尼崎市長 令和 7年 10月 6日 提出		名称(氏名) 尼崎商事株式会社			担当 係 総務課 経理		特別徴収 指定番号 6年度 整理番号											
		所在地(住所) 尼崎市東七松町1丁目23-1			氏名 立花 次郎		特別徴収 指定番号 7年度 整理番号		0000103951									
		個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			電話 06-6489-6250		整理番号		32									
給与所得者	フリガナ	オダイチロウ																
	氏名	小田 一郎																
	生年月日	明・大・(昭)・平 40年 1月 2日生																
	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4																
住	1月1日現在	尼崎市神田中通3-4-5																
所	異動後																	
		(ア) 特別徴収税額(年税額) 276200			(イ) 徴収済税額 92200			(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 184000			異動年月日 7年 9月30日		異動の理由 1 転勤・転籍 ② 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外		異動後の未徴収税額の徴収方法 1 特別徴収継続 ② 一括徴収 3 普通徴収 (本人が納付)		1月1日以降退職時までの給与支払額 2939702 控除社会保険料額 240350	

*事業主及び従業員のみ希望による普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。) 新しい勤務先における受給者番号()

新しい勤務先(特別徴収義務者)	所在地〒	特別徴収指定番号	担	氏名	新しい勤務先へは、 月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納期限)から 徴収し、納入するよう連絡済です。(※新しい勤務先へお伝えください。)
	名称	個人番号又は法人番号	当	電話	

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。

① 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	徴収予定額((ウ)と同額) 円 184000	左記の一括徴収した税額は <u>10</u> 月分(翌月10日納期限)で納入します。
② 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		

③普通徴収の(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。	旧特別徴収処理欄	6年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更	点 検
2 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。				2 普通徴収へ切替	
3 死亡による退職のため。				3 一括徴収	
				4 その他	
				1 特別徴収義務者を変更	点 検
				2 普通徴収へ切替	
				3 一括徴収	
				4 その他	

※各種届出書の郵送による提出の際に、以下のタグを切り取り封筒に貼って使用してください。

〒660-8501
 尼崎市東七松町1丁目23番1号
 尼崎市役所 税務管理部 市民税課

